

Q91 簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、原告はどのように定まりますか。

訴えの提起があったものとみなされる場合の訴えの原告は、異議の申立てを誰がしたかにより定まるものとしています（第52条第1項）。債権届出団体又は相手方が異議の申立てをしたとき（第46条第1項）には、債権届出団体と相手方の間に訴訟が係属することになります。簡易確定手続の授権に異議の申立てについての授権も含まれているから、債権届出団体が異議の申立てをすることができます。仮に、授権が取り消され相手方に通知されるなどして債権届出団体が異議の申立ての時点で授権を欠いた場合には、債権届出団体の異議の申立ては不適法となります。債権届出団体が授権を欠いても、手続の承継は生じないから、相手方が異議の申立てをした場合には、債権届出団体と相手方との間に訴訟が係属します。この場合、異議後の訴訟において、届出消費者が訴訟を承継することになります（第53条第9項による民事訴訟法第124条第1項第6号の準用）。

一方、届出消費者が異議の申立てをした場合（第46条第2項）には、届出消費者と相手方との間に訴訟が係属することになります。この場合、第53条第3項により、債権届出団体に更に授権をすることができないことから、債権届出団体が訴訟を迫ることはありません。訴状とみなされた届出書については、債権届出団体が当事者として記載されているから、その表示を届出消費者に変更する手続をすることになると考えられます。

Q92 訴え提起をみなされた場合（第 52 条第 1 項）の訴え提起手数料は、だれが支払うことになりますか。

異議の申立てにより、届出債権について訴えの提起があったものとみなされることにより、その後の手続は、通常の訴訟手続に移行します（第 52 条第 1 項）。

異議後の訴訟は、届出債権の存否及び内容を確定するものですから、異議を申し立てた者ではなく、請求をする債権届出団体（あるいは届出消費者）が、請求の価額^{（注1）}に応じて訴え提起手数料を納付すべきです（民事訴訟費用等に関する法律第 3 条第 2 項）。

これは、支払督促に督促異議の申立てがあり訴え提起があったものとみなされる場合や、労働審判に異議の申立てがあり訴え提起があったものとみなされる場合など、既存の類似の裁判手続においても、異議申立者ではなく、原告が訴え提起手数料を負担するものとされているのと同様です。

なお、債権届出の際に債権届出の手数を納付していることから、納付済みの手数料相当額を控除するものとしています^{（注2）}。

（注 1） 異議の申立てがあった場合には、1 個の届出債権の全体について訴えの提起があったものとみなされることから、簡易確定決定が一部認容であっても、1 個の債権の一部についてのみ異議の申立てをすることはできず、請求の価額は、1 個の届出債権の全額となります。

（注 2） 債権届出の手数料については、簡易確定決定においてその負担者が定められ、簡易確定決定の効力が失われた場合には、申立てにより又は職権で、簡易確定手続をした裁判所が定めるものとしており、異議後の訴訟の判決の結果に従い、原則として敗訴者が負担することとなります（第 49 条第 1 項、同条第 3 項による民事訴訟法第 61 条の準用）。

そのため、債権届出の手数料について、異議後の訴訟の判決において負担者を定めることはありません。一方、訴え提起の手数料については、異議後の訴訟の判決において負担者が定められますが、原則として敗訴者の負担となります（民事訴訟法第 61 条、同法第 67 条）。

Q93 「正当な理由があるとき」(第53条第4項、同条第5項)とはどのようなものですか。

「正当な理由」とは、「やむを得ない理由」(第33条第1項)があるときのほか、簡易確定決定で棄却されたところ、債権届出団体としても妥当な結論でありそれを覆すのは難しいと考えている場合や、従前の手続の経過に照らして主張立証の方針に大きな齟齬があり信頼関係が維持できないような場合なども含まれます。

対象債権の確定手続は異議後の訴訟により終了するので、権利の帰属主体にも当事者適格を認める要請が強いこと、異議後の訴訟まで手続が進む案件は紛争性の強い案件であることが多いと考えられること、手続追行主体を限定することによる審理の効率化の要請は簡易確定手続において一定程度図られていることなどから、異議後の訴訟においては、届出消費者が自ら訴訟を進行することも可能です。そのため、債権届出団体が訴訟授權契約の締結を拒絶できる場合について、「やむを得ない理由」よりも広げ「正当な理由」としています。

なお、第53条第5項の「正当な理由」も同様です。

Q94 異議後の訴訟において「授權を欠いたとき」(第53条第9項)はどのように取り扱われますか。

「授權を欠くとき」とは、債権届出団体や相手方が異議の申立てをしたが、異議後の訴訟について債権届出団体が授權を受けなかった場合や、授權を受けたがその授權が取り消された場合(第53条第8項による第31条第3項の準用)のほか、債権届出団体が訴訟授權契約を解除した場合(第53条第5項)が含まれます。

異議後の訴訟は、届出消費者も訴訟を進行することができるため、当然に訴訟は届出消費者に承継されます。訴訟代理人がない場合には中断受継の手続をとることになります(第53条第9項による民事訴訟法第124条第1項第6号の準用)。なお、授權を欠いた場合でも特定適格消費者団体の訴訟代理人の訴訟代理権が消滅せず、訴訟代理人がある場合には訴訟手続は中断しません(第53条第9項による民事訴訟法第58条第2項及び第124条第2項の準用)。

Q95 異議後の訴訟において訴えの変更が制限され、反訴が禁止される（第54条）のは、なぜですか。

1. 訴えの変更の制限

異議後の訴訟は、簡易確定手続に引き続いて行われ、多数の請求について行われることが多いと考えられます。それぞれの請求について関連した請求を当事者の申立てにより一緒に審理することを認めると、全体としてみると、関連性の薄い請求が多数同一の手続に含まれることになり、審理が複雑化・長期化することとなります。

これを避けるため、原告は、届出消費者又は請求額の変更を内容とするものを除き、訴えの変更（民事訴訟法第143条第1項）をすることはできないものとしています（第54条第1項）。もっとも、届出債権の請求を理由付けるための主張を変更し、又は追加することは、そもそも訴えの変更にあたらないので、第54条第1項によっては制約されません。

例えば、共通義務確認訴訟では、不実告知による取消しを理由とする不当利得返還義務があることを確認した場合には、それを理由とした不当利得返還請求権が対象債権として届け出られることとなりますが、異議後の訴訟において、不法行為の損害賠償請求権に変更し、又はその請求を追加することは許されません。一方、不当利得返還請求の理由を詐欺取消しに変更し、又はそのように追加することは、制約されません。

なお、請求額を増額することは可能です。増額したとしても、届出債権であることには変わりがない上、仮に、増額することができないとすると、別訴において主張するほかないこととなり、不都合であるからです。また、届出消費者について相続等による承継があった場合において、債権届出団体が訴訟進行しているときは、権利者を変更するため届出消費者を変更する訴えの変更をすることも可能です。

2. 反訴の禁止

訴えの変更を制限するのと同様に、被告についても届出債権以外の債権を追加することは認めるべきではないので、反訴（民事訴訟法第146条第1項）が禁止されています（第54条第2項）。なお、事業者は別訴を起こすことは妨げられないから、反訴を禁止しても不利益は少ないものです。

もっとも、本条があるからといって、異議後の訴訟において相殺の主張が制限されるものではありません。

Q96 異議後の訴訟において、いわゆる拡大損害等の対象とならない損害について請求することができますか。

異議後の訴訟は、簡易確定手続を前提とするものであり、簡易確定手続で対象とならない人身損害などは、異議後の訴訟においても追加することはできません。

そもそも、本制度において人身損害に係る請求を対象としないこととした趣旨は、対象債権の確定手続における審理が複雑なものとならないようにすることにあるところ、異議後の訴訟でいわゆる拡大損害に関する請求を追加することができることとすれば、このような趣旨を没却することになるからです。

なお、届出消費者が人身損害などについて別訴を提起することはできます。

Q97 異議後の訴訟は個別の訴訟と併合することができますか。

異議後の訴訟においては民事訴訟法が適用される場所、民事訴訟法は、裁判所は、弁論の併合をすることができる（民事訴訟法第 152 条第 1 項）としています^(注)。したがって、重複した審理を避け訴訟経済に資するか、当事者の応訴負担などを考慮して、裁判所が相当と認める場合には、異議後の訴訟と個別の訴訟とについて弁論の併合をすることができます。なお、このような趣旨で弁論の併合を認めることと、訴えの変更（同法第 143 条第 1 項）や反訴（同法第 146 条第 1 項）を認めないこと（第 54 条）は矛盾するものではありません。

(注) 対象消費者が提起した対象債権に基づく訴訟が係属しているときには、債権届出をすることができず(第 30 条第 4 項)、債権届出が却下されます。基本的には、別の債権についての訴訟が係属しているか、あるいは同一の債権について事業者が債務不存在確認の訴えをした後に、債権届出がなされた場合（第 30 条第 4 項は「対象消費者が提起したその有する対象債権に基づく訴訟」が係属しているときとしているのでこのようなものは許されます。）に問題となると考えられます。

Q98 異議後の訴訟の係属中に相手方が破産した場合にはどのように取り扱われますか。

異議後の訴訟の係属中に相手方について破産手続開始の決定があった場合には、異議後の訴訟は中断するものと考えられます（破産法第 44 条第 1 項）^(注)。

届出消費者は、破産手続において、自ら債権届出をしなければならず（破産法第 100 条第 1 項、同法第 111 条第 1 項）、破産手続において、債権の存否及び内容が確定されることとなります。

なお、債権届出団体がまとめて破産債権の届出をすることは、特定適格消費者団体の業務とはされておらず（第 65 条第 2 項）、できないものと考えられます。

(注) 破産債権の届出について、破産管財人が認めず、又は破産債権者が異議を出したときは、異議後の訴訟については、破産債権の届出をした届出消費者が、破産管財人や異議を出した破産債権者の全員を相手方として、当該訴訟を受継することも考えられます（破産法第 127 条第 1 項）。

なお、特定適格消費者団体が破産した場合には、当該特定適格消費者団体は解散することになり（特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 6 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条第 1 項第 6 号、同法第 202 条第 1 項第 5 号）、解散した場合には適格消費者団体の認定が失効することになっているので、（消費者契約法第 22 条第 4 号）、特定適格消費者団体の認定も失効します（第 74 条第 1 項第 5 号）。この場合、内閣総理大臣が訴訟を受継する特定適格消費者団体を指定することとなります（第 87 条第 1 項）。

Q99 特定適格消費者団体のする仮差押え（第56条第1項）の手続はどのようなものですか。

1. 通常の仮差押えについて

一般に、仮差押えは、金銭債権についての将来の強制執行が妨げなく行われるように、債務者がその財産を処分するのを仮に禁止しておく保全処分をいいます。

仮差押命令の発令を受けるには、口頭弁論や債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経る必要がなく、また、保全すべき権利及び保全の必要性を疎明することで足りる（民事保全法第13条第2項）ことから、一般に、判決などに比べ、迅速に受けることができます。

仮差押えの執行は、不動産に対する仮差押えであれば、仮差押えの登記をする方法等により（同法第47条第1項）、債権に対する仮差押えであれば、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行います（同法第50条第1項）。

仮差押えの執行により、債務者は目的財産についての処分を禁止され、これに違反してされた債務者の処分行為は、仮差押債権者に対抗できません。また、債権に対する仮差押の執行においては、上記のとおり、第三債務者は、被仮差押債権について弁済をすることを禁止されるから、これに違反して弁済がされたとしても、第三債務者は、弁済による債権の消滅を仮差押債権者に対抗できません。

2. 特定適格消費者団体のする仮差押えの特例

このように、仮差押命令は、金銭債権を有すると主張する者が、民事保全法の規定により、申し立てることができるものです。ところが、本法において被害回復裁判手続を迫行する資格を与えられている特定適格消費者団体は、自分が金銭債権を有すると主張しているわけではありません。

いわゆる悪質事業者等は、共通義務確認の訴えを提起しても、訴訟を迫行している間に財産を散逸させてしてしまうことが想定されます。共通義務確認の訴えを提起している場合にも仮差押えを認める必要性があることから、民事保全法による仮差押命令の申立てをする資格を、共通義務確認の訴えを提起する特定適格消費者団体にも認め（第56条第1項、同条第2項）、保全すべき権利を特定する方法について特例を定めています（同条第3項）。

なお、特定適格消費者団体は、対象消費者から授權を受けて個々の対象債権を保全するため仮差押命令の申立てをすることは認められていません（同条第4項）。

一方、対象消費者は、特定適格消費者団体のする仮差押えがされた場合でも、対象債権について、簡易確定手続において届出をすることも、個別に訴え提起等を行うこともできます。そのため、対象消費者は、自ら提起する訴えに係る権利を保全するため、個別に仮差押命令の申立てを行うことができます。

3. 仮差押命令の申立てにおいて主張立証すべき事項

特定適格消費者団体は、共通義務確認の訴えを提起できること（多数性、共通性、支配性^(注)の要件を満たす事案であることが必要です。）に加え（第56条第2項）、対象債権及び対象消費者の範囲並びに当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすることにより、仮差押命令の申立てを行うことができます（第56条第3項）。

なお、この他は、民事保全法の原則のとおり、保全の必要性を疎明し（民事保全法第13条、同法第20条第1項）、仮差押えの対象となる事業者の財産を特定し（同法第21条本文）、裁判所の決定があれば、担保を立てることが必要になります（同法第14条第1項）。

(注) 簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえないことをいいます。

【通常の仮差押えと特定適格消費者団体のする仮差押えの比較】

	通常の仮差押え	特定適格消費者団体のする仮差押え
被保全権利の疎明	個別具体的な債権の内容及び額を明らかにして行う。	対象債権及び対象消費者の範囲並びに当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。
保全命令手続における訴訟要件	・管轄 ・当事者能力 等	左に加えて、 ・共通義務確認の訴えを提起できることを明らかにする。
その他	・保全の必要性（財産の隠匿・散逸等のおそれ）の疎明 ・仮差押目的物の特定 ・裁判所の決定により担保を立てること	

Q100 「当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額」(第56条第3項)はどのように明らかにすることになりますか。

1. 基本的な考え方

特定適格消費者団体のする仮差押命令の申立てにおいては、特定適格消費者団体は、保全すべき権利について、「当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額」を明らかにすれば足りるとしています(第56条第3項)。

特定適格消費者団体のする仮差押命令の申立てにおいて、特定適格消費者団体が明らかにしなければならないのは、当該団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額ですから、特定適格消費者団体は、被害総額全体ではなく、そのうち、対象消費者が自ら個別に仮差押えや訴訟追行をする可能性のある債権の額や、他の特定適格消費者団体による仮差押えの有無、他の特定適格消費者団体への債権届出の見込みなどを考慮した上で^(注)、自らに債権届出が見込まれる範囲で適切に仮差押命令の申立てを行うこととなります。

2. 通常考えられる方法

「当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額」は、事業者が作成し公表した契約者及び契約金額に関する資料や、国民生活センターのP I O-N E T情報、特定適格消費者団体が収集した被害の発生状況に関する情報等を踏まえつつ、通常、

- ① 届出が見込まれる対象消費者が少なくともa人存在する
- ② 一人当たりの債権額は少なくともb円である

よって、総額は、少なくともこの両者を掛け合わせた積($a \times b$ 円)となるという形で明らかにすることとなると考えられます。

(注) なお、仮に、特定適格消費者団体のする仮差押えの被保全債権と、個別の対象消費者のする仮差押えの被保全債権とが重複するような事態が生じた場合には、事業者が、保全異議(民事保全法第26条)や保全取消し(同法第38条第1項)の申立てをするなどして、これを争うことができるものと考えられます。

Q101 仮差押命令の担保はどのようになりますか。

仮差押命令の担保は、違法・不当な仮差押えの執行によって債務者が被るであろう損害を担保するものです。そこで、特定適格消費者団体のする仮差押えにおいても、仮差押命令は、民事保全法の原則のとおり、担保を立てさせて、若しくは一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができることとしました（民事保全法第14条第1項）。

また、仮差押命令の担保は、濫用的な保全命令の申立てを抑制したり、債務者審尋を伴わない迅速な発令を正当化したりする機能も有していることを踏まえ、特定適格消費者団体のする仮差押えにおいても、担保の額について特段の措置は盛り込んでいません。

Q102 事業者は特定適格消費者団体のする仮差押えについてどのように争い、また、被った損害の賠償をどのように求めることができますか。

1. 仮差押命令を争う方法

特定適格消費者団体のする仮差押えにおいて、結果として、仮差押命令の被保全債権たる対象債権の総額が、実際に届出がされた対象債権の総額を上回ることもあり得ます。そのような場合で、実際に届出がされた対象債権の総額を被保全債権の額とすると、仮差押えを維持する必要性がもはや存在しなくなるようなときには、債務者たる事業者は、通常の民事保全制度と同様に、裁判所に仮差押命令の取消しを申し立てることができます（事情の変更による取消し。民事保全法第38条第1項）。

2. 被った損害の賠償

特定適格消費者団体のする仮差押えにより、債務者たる事業者が損害賠償請求権を有することになる場合には、提供された担保に対して権利の行使をすることができます。

Q103 特定適格消費者団体のする仮差押えをした場合どのように被害回復をすることができますか。

1. 通常 of 仮差押え

(1) 強制執行との関係

一般に、債務者から任意の弁済がない場合に、強制執行により債務者の特定の財産から自己の債権の満足を受けるためには、確定判決や和解調書などの債務名義に基づいて強制執行の申立てをする必要があります（民事執行法第 22 条）。仮差押債権者も、被害回復を図るには、債務名義を得た上で債務者の特定の財産（不動産、預金債権等）について強制執行の申立てをする必要があります。

また、仮差押債権者は、他の債権者の申立てにより開始された強制執行手続において配当を受領する資格があり、具体的には（2）及び（3）のとおりです。

(2) 不動産に対する強制執行の手続が開始された場合

仮差押債権者は、他の債権者の申立てにより開始された不動産競売手続において、仮差押えの登記の時期に応じ、不動産を売却した売却代金の配当受領資格を当然に有し（民事執行法第 87 条第 1 項 3 号）、又は、配当要求の終期までに配当要求をすることにより売却代金の配当受領資格を得ることができます（同法第 51 条第 1 項、同法第 87 条第 1 項第 2 号）。仮差押債権者の債権の存否は未確定であるから、仮差押債権者の債権に対する配当額は一旦供託されます（同法第 91 条第 1 項第 2 号）が、その後、仮差押債権者が本案訴訟において勝訴の確定判決や和解調書を取得するなどして、その権利が確定したときは、仮差押債権者は、配当による債権の満足を受けることができます（同法第 92 条第 1 項）。

(3) 債権に対する強制執行の手続が開始された場合

民事執行法第 165 条各号に掲げる時までには仮差押えの執行をした債権者は、他人の申立てにより開始された債権執行手続において配当が実施される場合に、配当受領資格を有します。仮差押債権者の債権が存在するか否かは、未確定であることから、仮差押債権者の債権に対する配当額は一旦供託されること、仮差押債権者は、その後本案訴訟において勝訴の確定判決や和解調書を取得するなどしてその権利が確定したときは、配当による債権の満足を受けることができることは、不動産に対する強制執行の場合と同様です（同法第 166 条第 2 項による同法第 91 条第 1 項第 2 号及び同法第 92 条第 1 項の準用）。

2. 特定適格消費者団体のする仮差押え

仮差押えをした特定適格消費者団体は、対象債権の確定手続を経て届出債権が確定した場合には、強制執行の申立てをすることができます。また、他の債権者の申立てにより開始された強制執行手続において配当を受領する資格があります。

もともと、仮差押えによる処分禁止の効力を前提に配当をするには、仮差押命令の申立てを行った特定適格消費者団体（特定適格消費者団体の認定が失効し又は取り消された場合は、第87条第1項の指定を受けた特定適格消費者団体）が届出債権の債務名義を取得した場合に限られます。また、仮差押債権者として配当を受領できるのは、当該団体に限られます。

他の特定適格消費者団体が債権届出をして届出債権が確定した場合や消費者が自ら訴えを提起して債務名義を取得した場合には、仮差押えによる処分禁止の効力を前提として配当をすることはできませんし、仮差押債権者として配当を受領することはできません。

Q104 特定認定が失効し又は取り消されたときに被害回復裁判手続はどのような影響を受けますか。

1. 内閣総理大臣による指定

特定認定（特定適格消費者団体の認定）が失効し又は取り消されたときは、内閣総理大臣は当該被害回復裁判手続を承継すべき者を指定し（第87条第1項）、指定を受けた者が当該手続を当然に承継することとなります。もっとも、共通義務確認訴訟及び債権届出前の簡易確定手続は、消費者からの授権を前提としない手続であり、他に当事者として特定適格消費者団体がある場合には当該他の特定適格消費者団体が引き続き手続を迫行すれば足りるため、当該手続を承継すべき者は指定されません（同項ただし書）。

また、特定認定を失った特定適格消費者団体が、簡易確定手続申立てをしななければならない者である場合は同条第2項、債務名義上の当事者又は承継人である特定適格消費者団体である場合は同条第3項により、内閣総理大臣がそれぞれを承継すべき特定適格消費者団体を指定します。

2. 手続の中断・受継

被害回復裁判手続の当事者である特定適格消費者団体の特定認定が失効し又は取り消されたときは、当該手続は中断し、法が規定する者がその手続を受け継ぐこととなります（第61条第1項）。もっとも、共通義務確認訴訟及び債権届出前の簡易確定手続は、上記1のとおり、消費者からの授権を前提としない手続であり、他に当事者として特定適格消費者団体がある場合には当該他の特定適格消費者団体が引き続き手続を迫行すれば足りることから、手続の承継も生じず、手続の中断（第87条第1項ただし書、第61条第3項）も生じません。

中断した当該手続を受継すべき者は、その手続の目的となる請求に係る手続迫行権を承継した者であり、具体的には次の①から③までのとおりです（第87条第1項から第3項まで参照）。

- ① 当該手続が特定適格消費者団体にのみ当事者適格が認められる手続（共通義務確認訴訟の手続及び簡易確定決定前の簡易確定手続、仮差押えの手続）では、第87条第1項の指定を受けた特定適格消費者団体が手続を受継すべき者となります（第61条第1項第1号）。
- ② 届出消費者が当事者となり得る手続（簡易確定決定後の簡易確定手続（簡易確定決定に対する異議の申立て）及び異議後の訴訟の手続）では、第87条第1項の指定を受けた特定適格消費者団体（届出消費者から第31条第1項、第53条第1項の授権を受けた場合）又は届出消費者が手続を

受継すべき者となります（第 61 条第 1 項第 2 号）。

- ③ 民事執行に係る訴訟手続（第 2 条第 9 号ロ、執行文付与の訴えや請求異議の訴えに係る訴訟手続をいいます。）の当事者適格は債務名義の表示に従って判断される所、特定適格消費者団体であった法人が手続追行主体となっていた手続については、第 87 条第 3 項の指定を受けた特定適格消費者団体が受継すべき者となります（第 61 条第 1 項第 3 号）。

なお、第 61 条第 1 項の中断事由がある場合でも、その特定適格消費者団体であった法人につき、訴訟代理人がいるときは、中断は生じません（第 61 条第 2 項）。

3. 対象消費者の授権

特定認定が失効し又は取り消されたときは、その団体に対する授権は効力を失います（第 31 条第 5 項、第 53 条第 8 項による第 31 条第 5 項の準用）。特定認定が失効し又は取り消された以上、その団体は手続を進行することができませんので授権の効力を維持する必要はないためです（なお、簡易確定決定があるまでに授権を欠いたときには、債権届出の取下げがあったものとみなされますが、第 31 条第 5 項の規定により授権が効力を失った場合は除外しています（第 31 条第 6 項））。

特定適格消費者団体が、内閣総理大臣から手続を受け継ぐべき者として指定を受けても、対象債権の確定手続を進行するには授権が必要です（第 31 条第 1 項、第 53 条第 1 項）。特定認定が失効し又は取り消されたときは、手続は中断しますが（第 61 条第 1 項第 1 号）、簡易確定決定があるまでの簡易確定手続は届出消費者が自ら進行することができないため、指定を受けた特定適格消費者団体が新たな授権を得て受継をしないと、授権をしなかった消費者の手続を進行する者がおらず、手続を進行することができなくなります。そこで、本制度は、届出消費者は、一か月以内に新たな授権をすべきことを定め、期間内に授権がないときは、債権届出の取下げがあったものとみなすこととしています（第 31 条第 7 項、同条第 8 項）。

一方、異議後の訴訟においては、届出消費者が自ら訴訟を進行することができ、授権をしない場合には届出消費者が受継することができます。そして、届出消費者が授権もせず自ら受継もしない場合には、相手方が届出消費者に受継するように申し立てることができるほか（民事訴訟法第 126 条）、裁判所が続行命令をすることもできるので（同法第 129 条）、手続が中断したまま進行しないという事態は生じません。そのため、授権をすべき期間や取下げの擬制を規定していません。

なお、特定適格消費者団体が内閣総理大臣から手続を受け継ぐべき者とし

て指定を受けた場合に、授権や授権契約を当然承継することとしていないのは、授権契約は当事者間の信頼関係に基づいて行われるものであるから、一方の当事者が他の者に代わった場合において、当然に契約関係が移転するものではなく、改めて個別に消費者から同意を得るべきものであるからです。

Q105 共通義務確認訴訟が係属する場合に、同一の被告と消費者との間の個別の訴訟にはどのような影響がありますか。

共通義務確認訴訟が係属する場合に、その請求と関連する請求についての消費者と被告事業者との間の個別の訴訟があるときは、主要争点に係る審理重複・訴訟不経済のほか、本制度の利用に先駆けて事業者が消費者に対して債務不存在確認の訴えを提起するなどして消費者が十分な応訴体制を整えられないまま当該訴訟の判決が確定するなど、本制度の実効性をそぎかねないことから、当該個別の訴訟について、その訴訟手続を中止することができるとしています(第62条第1項)。

これは、共通義務確認訴訟と個別の訴訟とは、いわゆる「二重起訴」には当たらない(当事者や訴訟物が異なる)ため、別個に進めることができるところ、このとき、被告事業者の応訴負担や司法資源の効率性の観点から、2つの訴えに係る審理の処理を調整ができることが望ましいと考えられるため、個別の訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、裁量により、個別の訴訟を中止することができるとするものです。

訴訟手続を中止する決定がされた場合において、消費者は、共通義務確認の訴えにおいて共通義務(第2条第4号に規定する義務)を認める判断がされたときは、個別の訴訟を取り下げて対象債権の確定手続に加入することが可能ですし、本制度を用いることなく、個別の訴訟を継続することも可能です。

もっとも、消費者が訴えを取下げするには被告事業者の同意が必要であり、それが得られない場合は、消費者は簡易確定手続において同一の債権について債権届出をすることができず、共通義務確認の訴えにおける判断は、個別の訴訟において事実上の影響を持つことがあり得るにとどまりますが、中止をすることにより、個別の訴訟の審理が共通義務確認の審理よりも先に終結して結論が出されることを回避することができます。なお、中止された訴訟手続は、個別の訴訟の受訴裁判所が中止決定を取り消すことによって、続行されます。

なお、本制度では、中止を命ずるかどうかの判断について、受訴裁判所の適切な裁量に委ねることとし、当事者の意向も踏まえる観点から、当事者の意見を聴くこととしており、消費者が個別の訴訟の進行を希望するのであればその旨意見を述べることもできること、また、消費者としては、原告として当該個別の訴訟に係る訴えを提起していたのであれば、その訴えを自ら取り下げるなどしない限り、いずれ中止の決定が取り消され訴訟手続が再開されるものと考えられることから、個別の訴訟の手続を中止することによって、自ら権利を行使した消費者の権利実現が妨げられるといった事態が生じるものではありません。

Q106 債権届出団体は、強制執行をする場合には、届出消費者から改めて授権を得る必要はありますか。

簡易確定手続及び異議後の訴訟において債権届出団体が当事者となっていた場合には、簡易確定決定及び異議後の訴訟における判決では、裁判所は、相手方に対し、債権届出団体に金員を支払うことを命じています。

そのため、債権届出団体は、届出消費者から授権を受けることなく、自己の名で強制執行をすることができ、手続上配当を受領することができます^(注)。

なお、届出消費者は承継執行文（民事執行法第27条第2項）を得て自ら強制執行をすることができます。

(注) 判決等をする手続と強制執行手続とを分離し、強制執行をする裁判所は、判決等の内容について審査することなく強制執行をするから、判決等に債権届出団体に支払うべき旨記載されている以上は、債権届出団体が強制執行をすることができ、手続上配当を受領することができるものです。このことは簡易確定手続授権契約又は訴訟授権契約で、消費者と特定適格消費者団体との内部関係において強制執行について委任するか否かにかかわらずのものです。

Q107 本制度の手続追行主体を内閣総理大臣が認定することとしたのはなぜですか。

本制度における手続追行主体は、共通義務確認訴訟において、相当多数の消費者と事業者との間に存在する共通義務（第2条第4号に規定する義務）を審判対象（訴訟物）として確認する訴えを提起し、対象債権の確定手続において、対象消費者から授權を受けて、個別の債権に関する主張・立証を行い、最終的には個別の消費者に金銭を分配する等の業務を担う者となります。そのため、この手続追行主体は、消費者の被害回復を図るための役割を、責任をもって果たすことが制度的に担保されている者とする必要があります。

具体的には、①消費者被害に関する知識経験を有するとともに、消費者被害に対して、消費者利益を擁護する立場、事業者から独立した立場で活動ができ、実際にそのような活動を行うことを目的としつつその活動実績を有していること、②組織体制等が整備されていて、本制度に基づく手続を安定的かつ継続的に実施することができること、③本制度の信頼性を失墜させないよう適切な業務執行ができることが必要です。

これらの点に鑑みると、消費者契約法第13条第1項の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が本制度の手続追行主体として相当です。

なお、訴えの提起ごとに裁判所が手続追行主体の適格性を判断する制度については、次のような点から制度の安定的運用、信頼性、実効性が損なわれるという指摘がされています。

- ① 適格性の要件の該当性について当事者間で争われ、その審理に時間を要することとなるため、迅速な紛争解決に結びつかないおそれがある。
- ② 被告となる事業者にとっても応訴負担が増加するおそれがある。
- ③ どの者が手続追行主体であるかがあらかじめ明確でないと、事業者への不当な要求や不必要な訴訟提起のおそれがある。
- ④ 消費者にとっては誰に自らの被害情報を伝えてよいか分からないおそれがある。

Q108 適格消費者団体とはどのようなものですか。

適格消費者団体とは、不特定かつ多数の消費者の利益のために消費者契約法等の規定による差止請求権を行使するのに必要な適正性を有する法人である消費者団体として、消費者契約法第13条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいいます（消費者契約法第2条第4項）。

消費者契約法は、消費者被害の発生又は拡大を防止して消費者の利益の擁護を図るため、適格消費者団体が差止請求をすることができることとしています（同法第12条）。このような差止請求をする主体は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護する観点から真摯に差止請求をすることが期待できる者である必要があります。このような観点から適格消費者団体の認定をするための要件が消費者契約法第13条において定められています（Q109参照）。

Q109 適格消費者団体の認定要件はどのようなものですか。

適格消費者団体の認定要件は消費者契約法第13条第3項各号等に定められていますが、その主な内容は次のようなものがあります。

- ① 特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること（同項第1号）。
- ② 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的としていること（同項第2号）。
- ③ 相当期間、継続的な活動実績を有していること（同項第2号）。
- ④ 組織体制や業務規程が適切に整備されていること（同項第3号）。
- ⑤ 理事会による業務執行の決定がされ、理事の構成についても理事の独立性が確保されているとともに、特定の事業者の関係者の数が一定割合を超えていないこと（同項第4号）。
- ⑥ 消費生活及び法律の専門家を確保していること（同項第5号）。
- ⑦ 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有していること（同項第6号）。

Q110 適格消費者団体の活動状況はどのようなものですか。

本制度は、平成 18 年の消費者契約法の一部改正によって導入され、平成 19 年 6 月の同改正法の施行により、制度の運用が開始されました。現在、11 団体が適格消費者団体として認定され、消費者の利益擁護のための活動を行っています。その活動において、実際に裁判上の差止請求の訴えが提起されたのは 33 件となっており、裁判上の差止請求の訴えには至らなくても、裁判外における差止請求権の行使によって事業者が任意に改善をして解決をした例も多くあります。

このように、消費者団体訴訟制度は、被害回復ができないという限界はあるものの、行政ではない消費者団体ならではの柔軟かつ機動的な活動により、不特定多数の消費者の被害の発生又は拡大の防止という所期の成果が得られています。

Q111 特定適格消費者団体の要件はどのようなものですか。

1. 本制度の手続追行主体

本制度は、消費者被害に関する知識経験を有するとともに、こうした消費者被害に対し、消費者利益を擁護する立場、事業者から独立した立場で活動ができる者が実施する必要があります（Q107 参照）。それゆえ、本制度の手続追行主体として必要な要件は、次のような要素が必要です。

- ① 消費者利益を擁護する立場で活動ができること。
- ② 裁判手続を安定的に実施することができること。
- ③ 本制度の信頼性を失墜させないよう適切な業務執行ができること。

以上のことを踏まえると、本制度の手続追行主体はおのずから現在の適格消費者団体の要件を満たし適正な活動を行っていることが必要となります。

2. 特定認定の要件

特定適格消費者団体の認定を受けるために必要な要件は、主に次のようなものがあります（第 65 条第 4 項各号）。

- ① 活動実績：差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に遂行していること（同項第 1 号）。
- ② 組織体制：被害回復関係業務を行う機関・部門その他の組織が設置され、必要な人員が必要な数だけ配置されていること（同項第 2 号）。
- ③ 業務規程：被害回復関係業務の実施方法（授権契約の内容、授権をした者の意思の確認の方法など）、情報管理及び秘密保持の方法、金銭その他の財産の管理の方法（同項第 2 号）。
- ④ 意思決定方法（理事・理事会等）：理事会における意思決定方法（多数決）、理事のうち一人以上は弁護士であること、（同項第 3 号）。
- ⑤ 経理的基礎：被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足る財政基盤を有していること。当該団体の規模、想定している訴訟の件数など業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、他の業務の収支状況（他業から当該業務への収入補填の見込みなど）等を勘案して適正であること（同項第 5 号）。
- ⑥ 報酬・費用：被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、これが消費者の利益の擁護の見地から不当な報酬又は費用の額でないこと（同項第 6 号）。
- ⑦ その他：被害回復関係業務以外の業務（差止請求関係業務を含む。）を行うことによって、被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと（同項第 7 号）。

Q112 特定適格消費者団体の要件は適格消費者団体の要件と比べどのような点が付加されていますか。

特定適格消費者団体の要件は、現行の適格消費者団体の要件と比べ、特定適格消費者団体が新たに被害回復関係業務を担うに当たっての適切な要件として主に次のようなものが付加されています。

- ① 新たな業務である被害回復に関係する業務について、適正に遂行するための体制・業務規程、経理的基礎を整備すること。
- ② 被害回復裁判手続の追行等の事務の実施の適正を確保し、当事者その他関係人らの利益を損なわないようにする観点から、理事に弁護士を選任すること。
- ③ 消費者から報酬及び費用の支払を受けるに当たり、適正な基準を策定していること。

【主な認定要件の比較】

	適格消費者団体の認定要件 (消費者契約法第13条第3項)	特定認定の要件 (第65条第4項)
法人格	・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人	(左と同じ)
目的・活動実績	・不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動	【左に追加して】 ・差止請求関係業務を相当期間継続して適正に行っていること
組織体制・業務規程	・差止請求関係業務を適正に遂行するための体制、業務規程等の整備 ・消費生活相談員、弁護士等の消費生活の専門家による検討体制	【左に追加して】 ・被害回復関係業務についても適正に遂行できる体制、業務規程等の整備が必要
理事・理事会等	・理事会の設置 ・理事の構成が特定の事業者、業種に偏っていないこと	【左に追加して】 ・弁護士の理事を選任
経理的基礎	・差止請求関係業務を適正に遂行するための経理的基礎	【左に追加して】 ・被害回復関係業務についても適正に遂行できる経理的基礎
報酬及び費用	(消費者から徴収していない)	・合理的範囲内で受取可能 ・額の適正化をはかる措置が必要

Q113 特定認定の要件として、差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを定めているのはなぜですか。

1. 必要性

本制度において共通義務確認訴訟に係る業務は、対象消費者全体のために事業者の行為の適否を問う業務であり、不特定かつ多数の消費者の利益のために行う差止請求関係業務に相当するものといえます。それゆえ、本制度の手続追行主体は、実際に、差止請求に係る訴訟を追行することや、裁判外の交渉により改善を求めることなど、差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っている実績を有していると認められることが必要となります（第 65 条第 4 項第 1 号）。

2. 活動実績の内容

第 65 条第 4 項第 1 号にいう「相当期間にわたり継続して」とは、一定程度の期間中途切れることなく業務を行うという意味であり、特定認定（特定適格消費者団体の認定）の有効期間が 3 年間であることを踏まえ（第 69 条第 1 項）、特定認定が有効である間、安定的かつ継続的に被害回復関係業務を遂行することが期待できるものと判断するための期間を意味するものとなります。

また、「適正に」とは、例えば、消費者契約法第 33 条に基づく適合命令や改善命令を受けることなく差止請求関係業務を行っていることなどが考えられます。

3. 活動実績の評価対象

活動実績の評価の対象となる活動は、適格消費者団体として適正に差止請求を行っていることが前提となることは当然です。

ただし、差止請求関係業務においては、裁判上の請求を行う際に、事前の申入れを行うことを法律上定めており（消費者契約法第 41 条）、結果として事業者が対応したような場合も、不特定かつ多数の消費者の利益のための活動を行っているとは評価することができます。このため、特定認定の要件として裁判上の差止請求ないしその請求の認容の有無等は考慮要素となるとしても、それ自体を特定認定の要件とすることは、相当ではないと考えられます。

なお、活動実績の判断基準等については、認定・監督の指針（ガイドライン）等で明らかにすることを予定しています。

Q114 被害回復関係業務を適正に遂行するに足る組織体制・経理的基礎とはどのようなものですか。

被害回復関係業務は、差止請求関係業務では生じなかった事務も適切に行う必要があることから、新たに付加される業務を安定的・継続的に遂行するに足りだけの組織体制及び経理的基礎を要件とするものです（Q111、Q112 参照）。

具体的には、差止請求関係業務においては生じなかった、次のような業務を滞りなく実施することが可能な組織体制を事案の規模や難易度に応じて構築する必要があります。

- ① 授権を受けることや授権をした者の意思確認
- ② 金銭の授受に関する事項
- ③ 対象消費者に対する通知・公告
- ④ 対象債権の確定手続の追行

そして、組織体制を構築するとともに、これら業務に係る費用等を負担したとしても継続的に被害回復関係業務を実施できるだけの経理的基礎が必要と考えられます。

なお、被害回復関係業務を適正に行う組織体制は、特定適格消費者団体になろうとする適格消費者団体自身が備えていることが必要であり、団体自身の組織体制に基づき評価されるものと考えられます。

Q115 弁護士を理事に選任し、弁護士に手続を迫行させなければならないのは、なぜですか。

1. 基本的な考え方

特定適格消費者団体は、本制度による裁判手続を迫行する団体であることから、法律事務の専門性が求められます。

このため、特定適格消費者団体の意思決定に法律事務の専門性を有する者の知見を適正に関与させるべく、弁護士を理事に選任し、意思決定機関である理事会の議決に関与させることとしています（第65条第4項第3号ロ）。

また、次のような観点からも、弁護士の関与により当該業務の適正性を制度的に担保する必要があります。

- ① 質の低い訴訟迫行等により消費者が不利益を受けるおそれがあること
- ② 事業者に対し不測の影響を与えるおそれがあること
- ③ 判決効が他の特定適格消費者団体にも及ぶこと
- ④ 消費者、事業者の法律の無知に乗じて不当な利益を得るおそれがあること

それゆえ、簡易確定手続を含む民事訴訟に関する手続、仮差押命令に関する手続及び執行抗告等については、第77条において弁護士に迫行させなければならないと規定しています。基本的には、裁判所の許可を得れば弁護士でない者を代理人とすることができる手続では、この義務を課していません。

また、弁護士は団体外の弁護士が訴訟代理人になることのほか、団体の理事や専門委員等の団体内の弁護士が訴訟代理人になることでもよく、また、団体の理事である弁護士が団体の代表者として訴訟を迫行することでもよいと考えられます。

2. 弁護士に迫行させなければならない手続

「民事訴訟に関する手続」には、共通義務確認訴訟、異議後の訴訟のほか、執行文付与の訴えや請求異議の訴えに係る訴訟手続などの「民事執行に係る訴訟手続」（第2条第9号ロ）や仮差押命令に関する執行文付与の訴えなどの「仮差押命令の執行に係る訴訟手続」（同号ロ）を含みます。

「仮差押命令に関する手続」とは、仮差押命令の申立てのほか、保全異議、保全取消し、保全抗告、担保の取消しなどに関する手続を含みます。

これらの規律により、特定適格消費者団体の業務の適正を制度的に確保し、本制度の安定性・信頼性に保つよう措置しています。

なお、本条は、一定の裁判手続について弁護士に迫行させることを求めているものであり、例えば、授権をしようとする者への説明（第32条）や和解な

どをしようとする場合における授権をした者の意思を確認するための措置（第65条第5項）など、被害回復関係業務の全般について、弁護士に追行させることを求めるものではありません。

Q116 「不当な目的でみだりに」(第75条第2項)とはどのようなものですか。

本制度は、特定適格消費者団体の行為規範として、「不当な目的でみだりに」共通義務確認の訴えを提起することを禁止していることから(第75条第2項)、主張が根拠を欠いていたことを単に知っていた、あるいは知り得たということにとどまらず、自ら若しくは第三者の利益を図り、又は相手方を害する目的などの不当な目的が必要と考えられます。

そして、いかなる場合に「不当な目的でみだりに」に当たるかは、本制度の趣旨から定められるものと考えられることから、民事訴訟一般における訴えの提起が違法となる場合とは必ずしも一致するものではありません。

例えば、「不当な目的でみだりに」に当たり得るものとしては、次のような場合が含まれるものと考えられます。

- ① 例えば、訴えを提起することが、何らかの利益の見返りを得ることが目的である場合又は相手方の社会的信用を低下させることや、単なる嫌がらせ目的である場合(図利加害目的)など、およそ消費者の利益の擁護を図る目的がない場合
- ② 訴えの提起の時点から訴えが却下され又は請求が棄却されることが明らかであった場合に、特定適格消費者団体が、そのことを知りながらあるいは容易に知り得たにもかかわらず、不当な目的で共通義務確認の訴えを提起する場合

なお、「不当な目的でみだりに」に該当するかどうかの判断基準については、認定・監督の指針(ガイドライン)等で明らかにすることを予定しています。

Q117 特定適格消費者団体が報酬の支払を受けることができることとしたのはなぜですか。

1. 報酬等の支払を受けることができること

特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を実施するに当たり、次のような事務を実施することとなり、現行の差止請求関係業務に比べ事務作業量が大幅に増大することが見込まれています。

- ① 事案の分析・検討、共通義務確認訴訟における主張・立証
- ② 消費者への通知・公告、授権を受けることや授権をした者の意思確認
- ③ 金銭の授受に関する事項
- ④ 対象債権の確定手続の追行 等

また、本制度は消費者被害の実効的な回復を図る制度であり、個々の消費者は、本制度の活用により、自らの被害を金銭的に回復するという具体的な利益を享受することになります。

そこで、本制度の持続性の観点から、これらの業務に不可避免的に生ずる支出について、特定適格消費者団体が合理的かつ適正な範囲内で回収できるよう、特定適格消費者団体が授権をした消費者から、報酬及び費用の支払を受けることができることとしています(第76条)。

2. 特定適格消費者団体が支払を受ける報酬及び費用に関する規律

特定適格消費者団体は、報酬及び費用の支払を受けることについて報酬及び費用に関する規程を定め、その規程について、内閣総理大臣が特定認定(特定適格消費者団体の認定)の際に審査することとしています(第65条第4項第6号)。

また、当該規程を改定する場合には、内閣総理大臣に届け出ることにより、消費者の利益が不当に害されることのないよう行政監督を行うこととしています(第70条、第66条第2項第5号)。

なお、今後策定することとしている認定・監督の指針(ガイドライン)において、報酬及び費用の基礎とすることができる費目を具体的に定め、その積算により算定することとしつつ、さらに、消費者の人数、損害額、事件の規模等を勘案し、最終的に確保されるべき消費者の取戻分を一定額以上とすることを定めることによって、特定適格消費者団体が支払を受ける報酬及び費用の上限等を示すことを予定しています。

3. 弁護士法第72条との関係

特定適格消費者団体が行う訴訟追行等の事務は、弁護士法第72条にいう「法

律事件」に関する「法律事務」に該当すると解されます。同条の規定が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからとされています。

このような点を踏まえ、本法において特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行うに当たっては、次のような弊害を予防する必要があります（Q115参照）。

- ① 質の低い訴訟追行等により消費者が不利益を受けること
- ② 消費者、事業者の法律の無知に乗じて不当な利益を得ること 等

それゆえ、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行うに当たっては、特定適格消費者団体の事務において弁護士との関与を強め実質的に関与させるよう、弁護士を理事に選任するとともに（第65条第4項第3号ロ）、被害回復関係業務を行う場合において民事訴訟に関する手続等の一定の手続を弁護士に行わせなければならないよう規定しています（第77条）。

このような措置をとった上で、第76条は弁護士法第72条の例外を定めています。

Q118 特定適格消費者団体は、(事業者から) 寄附を受けることができますか。

1. 寄附の受取

特定適格消費者団体は、その母体が、特定非営利活動法人又は一般社団法人・一般財団法人であることから(消費者契約法第13条第3項第1号)、その活動の原資として、会員からの会費を受けることや、消費者や事業者からの寄附を受けることは当然に許容されます。

それゆえ、特定適格消費者団体が何人からも財産上の利益を受けてはならないとすることは、特定適格消費者団体の活動を事実上停止させてしまうおそれがあることから適切ではないと考えられます。もっとも、例えば多額の寄附を受けた事業者の指示又は委託を受けて自ら検討することなくいわれるがまま、当該事業者と競合関係にある事業者に対して訴えを提起するなどの場合は、およそ事業者から独立して消費者の利益の擁護のために活動できる者として認定された団体として適正に被害回復関係業務を行っているとして解することができず、不適切な権限の行使(第75条第1項)として改善命令(第85条第2項)等の行政処分の対象となることが考えられます。

2. 活動の適正性確保

適格消費者団体は、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、不当に財産上の利益を収受することは、制度の信頼性を損ねることから消費者契約法第28条において禁止されています。これと同様に、本制度においても被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、不当に財産上の利益を受けることがないよう規定するとともに(第83条)、この規定に抵触した場合には、改善命令(第85条第2項)、特定適格消費者団体の認定又は適格消費者団体の認定の取消し(第86条第2項)等の監督措置を講じることとなります。

なお、特定適格消費者団体の行う被害回復関係業務に関する会計については、特定適格消費者団体の活動状況とともに収支の状況を情報開示の対象とし、国民一般の閲覧に供することで、適正性を確保することとしています。

Q119 特定適格消費者団体として支払を受けた報酬又は費用を差止請求関係業務の費用に充てることはできますか。

被害回復関係業務を行うことに関し、特定適格消費者団体として得た報酬又は費用をどのような用途に充てるかについては、団体の裁量に委ねられるものと考えられます。特定適格消費者団体として支払を受けた報酬又は費用を適格消費者団体としての差止請求関係業務の費用に充てることは、それ自体差し支えないものと考えられます。

Q120 特定適格消費者団体の個人情報の取扱いについてはどのような規律がありますか。

1. 個人情報に関する規律

特定適格消費者団体が取得する個人情報については、適正に管理し又は保持する必要があることとし、その利用に当たっては、当該個人情報を適正に取り扱う必要があることのみならず、原則として被害回復関係業務の目的の達成に必要な範囲内で保管し利用しなければならないこととされています（第79条）。

また、正当な理由がなく被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（第80条）としています。「被害回復関係業務に関して知り得た秘密」とは、非公知の事実で、本人が他に知られないことにつき客観的に相当の利益を有するものをいいます。事業者の不当な行為に関して知り得る情報については、立入検査等の強制権限に基づくものではなく任意に知り得るものである以上、基本的に非公知のものとはいえない上、相手方が他に知られないことにつき客観的に相当の利益があるといえないので、「秘密」に該当しないと考えられます。また、たまたま見聞きした事項のような被害回復関係業務の遂行とは無関係に知り得た事項は該当しないと考えられます。

「正当な理由」としては、例えば、①秘密の主体である本人が承諾した場合、②法令上の義務（例えば、訴訟手続において証人として証言する場合等）に基づいて秘密事項を告知する場合などが該当します。

そして、特定適格消費者団体は、特定認定（特定適格消費者団体の認定）のための要件として、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法を具体的に業務規程において定めなければならないこととしています（第65条第5項）。それゆえ、業務規程記載事項に反した個人情報の管理が行われた場合は、適合命令又は改善命令の対象となり（第85条）、場合によっては特定認定を取り消すこと（第86条第1項）をもって対応することも考えられます。

なお、特定適格消費者団体が業務規程に定める内容は、消費者庁から特定適格消費者団体に対して認定・監督の指針（ガイドライン）として示す予定としています。

2. 罰則について

民間部門における個人情報の取扱いをめぐるトラブルについては、まずは自主的な取組によって解決が図られるべきものであることから、個人情報の流出そのものを対象とした罰則規定は設けてはいません。

ただし、本制度においては、特定適格消費者団体が、次のような行為を行った場合には、罰則の対象となることがあり得ます。

- ① 消費者から収集した消費者の被害に関する情報を当該消費者の同意を得ないまま一定の方法で利用した場合（第99条第6号）
- ② 個人情報に秘密（第80条）に該当する場合に故意に当該個人情報を流出させたような場合（第94条第2号）

Q121 特定適格消費者団体の適格性に疑義がある場合には是正を求めたい者はどのようなことができますか。

本制度においては、特定認定（特定適格消費者団体の認定）の申請があった際には、所定の書類を縦覧に供し、広く国民一般に対しても申請団体の適格性についての情報を求めることとしています（第 67 条）。

また、特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保し特定適格消費者団体の活動について情報を公開し理解を得るため、被害回復関係業務の実施状況についての情報も広く公開することとしています。具体的には、業務規程、経理に関する書類等について備え置くとともに、閲覧に供することとしています（第 88 条による読替後の消費者契約法第 31 条）。

なお、特定適格消費者団体の実態や活動に疑義がある場合には、特定認定の取消し等を申し出る制度を設けてはいませんが、監督者（消費者庁）に対して情報を提供することは可能であり、監督者はこれらの情報を端緒に必要な調査を行い、場合によっては適合命令又は改善命令等の監督措置を講じることとなります。

Q122 共通義務確認訴訟の判決を消費者庁はどのように周知するのですか。

本制度において、内閣総理大臣は、特定適格消費者団体から第78条第1項に掲げる所定の事項の報告を受けた際に、共通義務確認訴訟の確定判決の概要等を公表することとしています（第90条第1項）。この際、消費者庁は、消費者庁のウェブサイト共通義務確認訴訟の確定判決の概要等を掲載することが想定されています。

消費者庁は、これに加えて国民生活センター、全国の消費生活センター等に必要情報を提供するほか、報道機関への情報提供を積極的に行うなど、その情報が、高齢者やインターネットを通じたアクセスが難しい対象消費者をも含めて分かりやすく伝わるような方策を採る予定としています。

Q123 公布の日から起算して三年を超えない範囲内で施行するのはなぜですか。

本法は、民事裁判手続の特例を新たに設けるものであり、法律の施行までには、次のような準備作業が必要となります。

- ① 政令・内閣府令・認定・監督の指針（ガイドライン）の制定
- ② 裁判手続に関する最高裁判所規則の制定 等

また、本制度が円滑かつ実効的に利用されるためには、上記の下位法令及びガイドライン等を含めた制度の全体像について、消費者や事業者等に対し、趣旨や内容等について十分周知・広報をすることが重要です。そのため、施行までには相当の期間を要することが想定されます。

それゆえ、本法の施行期日は、「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とし、具体的な施行日は、準備状況を踏まえ政令で定めることとしています（附則第1条）。

Q124 施行前の事案について本制度の適用をしない（附則第2条）のはなぜですか。

本法施行前の事案について本制度を適用するとすれば、

- ① 事業者は、多数の消費者の請求権について、一時期にまとまって金銭の支払を求められることになること
- ② 情報開示義務（第28条第1項）など事業者には本制度特有の新たな義務を課すこととしていること

などから本制度が適用されることにより、事業者の予測可能性が害される側面があります。

そこで、事業者が本制度の適用を予測できなかったものは本制度の対象としないこととし、施行前の事案については、本制度を適用しないこととしました。

Q125 不法行為については加害行為を基準とし、その他の請求については契約を基準としているのはなぜですか。

1. 不法行為以外の請求

附則第2条は、事業者が本制度の適用を予測できなかったものは本制度の対象としないとする事とし、施行前の事案については、本制度を適用しないこととしたものです。

事業者の金銭の支払義務が生じるに当たって、不法行為以外の請求については、一般的には契約が重要な原因となることから、契約の締結時を基準として本制度の適用の有無を定めています。

なお、クーリングオフには、一般に、申込みの撤回としてするものと契約の解除としてするものがありますが、不当利得に係る請求をするには、金銭を支払っていることが必要となり、金銭を受け取った事業者との間では契約の締結に至っていると認められることが多いものと考えられますので、クーリングオフを理由とする不当利得返還請求についても、契約の締結時を基準として判断することが可能です。

2. 不法行為

不法行為については、契約の締結よりも、加害行為が重要な原因となることから、加害行為時を基準としています。事業者の支払義務が生じるに当たって何が重要な原因となるかの違いから、不法行為だけ加害行為を基準としていますが、本法施行前の事案について、事業者の予測可能性の観点から、本制度の適用を制限するという基本的な考え方に異なることはありません。

事業者が施行後に加害行為を行っている以上、その行為について本制度に基づいて責任を追及したとしても、事業者の予測可能性を害するものではありません。

なお、施行前に契約を締結していたものの、施行後に加害行為があるとして、不法行為に基づく損害賠償請求をするには、当然、施行後に不法行為の要件である加害行為であると認められるだけの行為がされていることが必要です。

Q126 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正（附則第9条）についてはどのようなことを定めていますか。

1. 民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項の改正関係

簡易確定決定に対して異議の申立てがあった場合に訴えの提起があったものとみなすこととしている（第52条第1項）ことから、通常の民事訴訟を提起した場合と同様に、これにより解決を求める届出消費者側が、その経済的利益の額に応じて手数料を支払うこととすべきです。そこで、民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」といいます。）第3条第2項第3号を新設し、通常の民事訴訟を提起した場合の手数料の額から債権届出について納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならないこととしたものです（Q92参照）。

2. 費用法別表第1の16の項イの改正関係

同項イを改正して、第14条の規定による簡易確定手続開始の申立てについては、申立手数料を1,000円と定めています。簡易確定手続についても、これを利用する当事者に、制度を運営するための費用の一部を合理的な範囲で負担させることが必要であり、その一環として申立手数料を納めさせることにしました（Q89参照）。

3. 費用法別表第1の16の2の項の新設関係

同項は、第30条第1項の規定による債権届出については、手数料を、1個の債権につき1,000円と定めています。

簡易確定手続は、実質的には、特定適格消費者団体の債権届出により対象債権の確定という経済的紛争を扱う手続であるため、債権届出について手数料を納めさせることとするのが適当です。そして、一般的に少額な対象債権についての債権届出が多いと予想されること、事務手続を簡便にする必要があることから、経済的利益の額に応じたスライド制とするのではなく、定額なものとし、一律1,000円とすることにしました（Q90参照）。

Q127 民事執行法の一部改正（附則第 10 条）についてはどのようなことを定めていますか。

1. 民事執行法第22条の改正関係

届出債権支払命令は、第44条第4項の規定により仮執行の宣言が付されたときは執行力を有することになるため、債務名義となります。しかしながら、確定前の届出債権支払命令は民事執行法第22条（以下本問において単に条番号のみ掲げるときは、民事執行法の条文を指します。）各号に掲げる債務名義には該当しないため、同条に第3号の3を追加して、これを民事執行法上の債務名義に該当する旨を規定したものです。

なお、届出債権支払命令は、仮執行の宣言が付されているか否かにかかわらず、適法な異議の申立てがなく確定すれば、「確定判決と同一の効力を有する」（本法第46条第6項）ことから、第22条第7号に規定する債務名義に該当します。第3号の3の「仮執行の宣言を付した届出債権支払命令」とは、確定前のものをいいます。これは、第3号の2の「仮執行の宣言を付した損害賠償命令」と同様です。

2. 民事執行法第33条第2項の改正関係

仮執行の宣言を付した届出債権支払命令が債務名義になるとしたこと（第22条第3号の3の新設）、同条第7号に確定後の届出債権支払命令、簡易確定手続における認否及び和解に関するものが含まれることに伴い、これらの債務名義について執行文の付与の訴えを提起する場合、その訴えを管轄する裁判所を当該簡易確定手続が係属していた地方裁判所と定める（第2項第1号の3の新設）とともに、第2項第1号及び第6号につき、所要の改正を行うものです。

3. 民事執行法第35条第1項の改正関係

仮執行の宣言を付した確定前の届出債権支払命令については、異議の申立てによりその内容を争うことが認められており（本法第46条第1項、同条第2項）、その内容を争うための訴訟である請求異議の訴えを認める必要がないことから、仮執行の宣言を付した判決、損害賠償命令（いずれも確定前のものに限ります。）と同様に、請求異議の訴えは認めないこととしたものです。

4. 民事執行法第173条第2項、第197条第1項、第201条第2号の改正関係

そのほか、間接強制、財産開示手続について所要の改正を行っています。

Q128 消費者契約法の一部改正（附則第 11 条）についてはどのようなことを定めていますか。

本法において、一定の事由がある場合に内閣総理大臣は、特定適格消費者団体の認定又は適格消費者団体の認定を取り消すことができることとしています（第86条第2項）。それゆえ、消費者契約法において、適格消費者団体の認定を取り消した場合に関する規定において、本法の規定による適格消費者団体の認定の取消しに係る規定を設けることにしました。

本法の規定による適格消費者団体認定の取消しは、当該特定適格消費者団体が消費者の利益を代表し、被害回復関係業務だけでなく、差止請求関係業務を担うのにふさわしくないと判断される事由があることに基づくものであり、そのような団体が適格消費者団体の認定の取消し後、短期間のうちに適格消費者団体の認定を受けられることとするのは、制度の信頼性の確保の観点から相当ではないことから、第86条第2項各号に掲げる事由により適格消費者団体の認定が取り消された場合を、適格消費者団体の認定の欠格事由とすることにし、必要な改正を行ったものです。

具体的には、消費者契約法第13条第5項（欠格事由）のほか、適格消費者団体の認定が取り消された場合に関する規定である同法第34条第3項（認定の取消事由があったことの認定）、同法第35条第1項、同条第4項（差止請求権の承継に係る指定等）においても「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第八十六条第二項各号」に掲げる事由により適格消費者団体の認定が取り消された場合の記載をしています。

さらに、本法の規定又はその規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた場合にも消費者契約法の規定又はその規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた場合と同様に、適格消費者団体の認定の欠格事由とすることにしています。